

議案第 5 8 号

北名古屋市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

北名古屋市新型インフルエンザ等対策本部条例を別紙のとおり定めるものとする。

平成 2 5 年 6 月 3 日 提出

北名古屋市 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行に伴い、北名古屋市新型インフルエンザ等対策本部を設置するため、本条例を定める必要があるからである。

北名古屋市新型インフルエンザ等対策本部条例

(目的)

第1条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「法」という。）第37条において準用する法第26条の規定に基づき、北名古屋市新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第35条第4項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(北名古屋市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例の一部改正)

2 北名古屋市災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員に対する災害派遣手当等に関する条例（平成18年北名古屋市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第154条」の次に「及び新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第44条」を加え、「及び国民の」を「、国民の」に改め、「実施のため派遣された職員」の次に「及び新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため派遣された職員」を加え、「及び武力攻撃災害等派遣手当」を「、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」に改める。